

奈良県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百条）第百八十九条第一項の規定により提出のあった平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の奈良県第三区における候補者前川清成に係る選挙運動費用収支報告書（第一～三回分）について、一部訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定により、平成三十年三月奈良県選挙管理委員会告示第八十五号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成三十年五月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

候補者前川清成に係る公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中「水の音の附録」を「その他の附録」を「60,000」を「70,000」に改める。
「水の音」を「24,640,000」を「24,650,000」に改める。